地域課題、社会課題の解決に挑む起業家を応援します!

令和８年度（三次募集）

新潟県起業チャレンジ応援事業

申請期間：令和８年11月９日（月）～12月１日（火）

※事前確認団体への提出締切：令和８年11月24日（火）

補助限度額	補助率	審査方法	補助対象期間
最大200万円	対象経費の1/2以内	書面審査及びプレゼン審査	交付決定日から令和９年２月28日まで

詳細は、NICOのホームページに掲載されている募集案内をご確認ください！

過去の採択事例はこちら！



- 外出が困難な方向けの訪問専門美容業
- 地域の交流人口増加を目的とした施設運営事業
- 地域の食材をメインメニューとした飲食事業
- 福祉タクシー事業や産後ケア・子育て支援事業

補助対象事業

デジタル技術*1を活用し、県内での地域課題や社会課題*2の解決に資する事業

＊1 キャッシュレス決済端末の導入や、事業用SNSアカウント、ホームページ作成も該当します。

＊2 地域活性化、まちづくり推進、買い物弱者支援、地域交通支援、子育て支援、環境、社会福祉、地域資源の活用など

補助対象者

県内に事業所を設置し、以下（１）又は（２）を満たす方

※県外に在住している場合、令和９年２月28日までに県内に転居する必要があります。

（１）個人開業予定者

令和８年11月９日から令和９年２月28日までに「開業届」を提出し、営業を開始*する方

＊営業開始には、予約受付や開業告知等を含みます。

※開業届提出前でも、令和８年11月８日以前に営業の実態が確認された 場合は申請対象外です。

（２）法人設立予定者

令和８年11月９日から令和９年２月28日までに法人登記を行い、営業を開始*する方

＊営業開始には、予約受付や開業告知等を含みます。

※個人事業主の「法人成り」は申請対象外です。

補助対象経費

○事業拠点開設費

・設備、備品費

・事務所の増改築費 ※新築工事・解体撤去費等は対象外

※事務所兼店舗は対象外

・法人登記費用（印紙・登録免許税を除く）

・消耗品費　※材料費や仕入等に係る経費は対象外

・その他、NICOが必要と認める経費

○事業促進費

・人件費（本人、3親等以内の親族を除く）※基本給のみ

・賃借料・光熱水費・通信運搬費・広告宣伝費

・その他、NICOが必要と認める経費

※補助対象経費の期間要件について

交付決定日から令和９年２月28日までに契約・取得・支払いが完了した経費のみ対象です。（賃借料、人件費は除く）

申請・お問い合わせ先

（公財）にいがた産業創造機構

産業創造グループ 起業・創業支援チーム　北村

〒950-0078　新潟市中央区万代島5番1号　万代島ビル11階

TEL　025-246-0051(直通)　E-mail　shinkisogyo@nico.or.jp

詳細はこちらから→